

令和4年度第3回大阪府障がい者自立支援協議会 会議録

開催日時：令和5年3月6日（月） 午後2時～午後4時

会場：国民會館 武藤記念ホール 中ホール

出席委員

石井 寛人 社会福祉法人 摂津宥和会 摂津市障がい者総合支援センター 施設長
（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

上田 一裕 一般財団法人 大阪府視覚障がい者福祉協会 副会長

大竹 浩司 公益社団法人 大阪聴力障がい者協会 会長

片山 泰一 大阪大学大学院教授

北村 友隆 社会福祉法人 和光福祉会 事務長

黒田 隆之 桃山学院大学 社会学部 教授

小尾 隆一 社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事

潮谷 光人 東大阪大学 こども学部こども学科 教授

新宅 治夫 大阪公立大学大学院 医学研究科 障がい医学・再生医学寄附講座
特任教授

高取 佳代 大阪精神障がい者地域生活支援連絡協議会 幹事

谷口 泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 教授

辻 博文 医療法人清風会 茨木病院 法人事務局次長 兼 診療支援部副部長
（大阪府障がい者相談支援アドバイザー）

寺田 一男 一般財団法人 大阪府身体障がい者福祉協会 会長

永棟 真子 社会福祉法人 産経新聞厚生文化事業団 理事

納谷 敦夫 なやクリニック 副院長

西村 直樹 吹田市 福祉部 障がい福祉室長

原 順子 四天王寺大学 人文社会学部人間福祉学科 教授

松岡 克尚 関西学院大学 人間福祉学部社会福祉学科 教授

令和4年度 第3回大阪府障がい者自立支援協議会

○事務局

定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第3回 大阪府障がい者自立支援協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の一環により、可能な限り事務局の出席者を限定させていただいており、また、マスクを着用しての出席とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

それでは、会議の開催に先立ち、福祉部障がい福祉室長の永尾よりご挨拶申し上げます。

○室長

皆さまお疲れ様でございます。

大阪府福祉部障がい福祉室長の永尾でございます。令和4年度第3回大阪府障がい者自立支援協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日はご多忙の中、当協議会にご出席頂き誠にありがとうございます。また日頃より、大阪府の障がい福祉に多大なる格別のご理解、ご協力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて、各部会の活動についてご報告し、ご意見をいただくということと、3つ目の地域における障がい者等への支援体制についてを議題としております。今回、3つ目の議題の地域における障がい者等への支援体制についての報告書案という形でご用意させていただいておりますが、これにつきましては、9月22日の第1回、12月12日の第2回と、皆様方からの密度の濃いご議論をいただき、また併せて大阪府内の障がい者団体の皆様のご意見をいただき、非常にたくさんご意見をいただいているところでございます。本日は、そのような議論の中身、そしていただいたご意見を可能な限り踏まえた最終案として整理をさせていただきますので、本日のご議論を踏まえまして、報告書として取りまとめただけたらと考えております。また大阪府として、今後この報告書を踏まえまして、地域における障がい者支援を具体的に推進して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。結びに委員の皆様方には、当協議会での議論が有意義なものとなりますよう、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、私からの挨拶をさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局

本日ご出席の委員の皆様につきましては、お手元の名簿に沿って紹介させていただきます。

(委員紹介)

本日は委員数 27 名のうち 18 名のご出席をいただいております。

大阪府障害者自立支援協議会規則第 5 条 2 項の規定により委員の過半数の出席をもちまして、会議が有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、事務局ですが、障がい福祉室関係課が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に移ります前に、お手元の資料の確認をお願いします。

(資料確認)

それでは、大阪府附属機関条例及び協議会規則に基づき、本協議会を運営してまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

なお、本協議会は、運営要綱の規定により、原則公開としております。個人のプライバシーに関する内容について、ご議論いただく場合は、一部非公開ということで、傍聴の方にご退席いただくこととなりますので、プライバシーに関わるご発言をされる場合はお申し出下さい。

また、この会議では、手話通訳、要約筆記を利用されている委員、点字版の資料を使用されている委員がおられます。情報保障と会議の円滑な進行のため、ご発言の際は、その都度、お名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりかつはっきりとご発言をお願いいたします。

また、点字資料は、墨字資料とページが異なりますので、資料を引用し、言及する場合には、具体的な箇所を読み上げるなど御配慮をお願いいたします。

それでは、協議会規則第 5 条に基づき、本日の議長を会長をお願いいたします。

会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、早速ですが議論に入ってまいりたいと思いますが、今日は先ほど室長が述べられたように、最後に議題として地域支援のあり方という非常に大きなものがございます。前回同様、皆様方の活発なご意見を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず議事に入ります前に、部会委員の交代がございましたのでご報告をさせていただきます。協議会規則第 6 条第 2 項の規定に、「部会に属する委員等は、会長が指名する」とされておりますので、私から指名させていただきました。部会の名簿を配布させていただいておりますので、ご参考ください。網掛けしている方が交代された委員となっております。

それでは、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと思います。

まずは、議題1「大阪府障がい者自立支援協議会による地域支援の取り組みについて」、資料1に沿って、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

事務局よりご説明いたします。

資料1をご覧ください。大阪府障がい者自立支援協議会では、基盤整備や人材育成、地域におけるネットワークの構築支援を通じた、地域における障がい者支援のバックアップを主に協議しております。協議会の具体的な取り組みとして、平成29年度より、地域自立支援協議会についてヒアリング等で現状を把握し、課題や対応策を整理した上で、課題解決のため、大阪府障がい者相談支援アドバイザーを派遣し、助言等による後方支援を実施しております。現在の派遣状況ですが、令和3年11月より岸和田市、令和4年11月より羽曳野市、同年12月より泉大津市・忠岡町にそれぞれアドバイザー派遣を実施しております。下表の「今後の方針（案）」にありますように、今回は派遣の終了と、次年度の継続派遣についてご意見をいただきたいと思っております。

2ページをご覧ください。アドバイザー派遣の実施状況の報告でございます。継続派遣している岸和田市の実施状況でございます。そもそも、岸和田市へ派遣した経緯・理由でございますが、岸和田市の課題として、運営会議で地域課題の認識が不明確なまま定例会で検討されることや、会議自体が報告会になっている側面、課題について解決の方向性を示すことができない等がございました。具体的な支援内容でございますが、協議会全体の運営や方向性を協議している運営会議において、共通認識を持つために、議論内容やスケジュールの見える化を提案するとともに、運営会議での具体的な議論内容を通じて、協議会の目的や役割・機能の再確認を行ってきました。また、定例会の参加者が協議会の役割を再認識して、地域の現状や課題などの情報共有をできるよう、アドバイザーが定例会にて、協議会の役割について講義しました。さらに、地域課題を抽出するため、各部会で来年度のテーマの設定や年度計画の策定を提案するとともに、エビデンスに基づいた地域課題の認定や課題を整理した上で、定例会に諮る仕組みを構築するよう助言しております。派遣の効果としましては、先程の助言等により、運営会議において、活発な議論が増え、また、協議会の目的や役割・機能の再確認により、定例会や運営会議の構成員等の意識が変わり、目的を持った議論がなされるなどの変化がありました。地域課題については、各部会でテーマ設定、年度計画等を策定するとともに、部会での議論をもとに、協議会の枠組みで解決を図れるよう、地域課題の抽出に至る仕組み作りを行いました。今後の方針としましては、当初の派遣目的が一定達成されたと思われるため、令和4年度をもって派遣終了としたいと考えております。

次に4ページをご覧ください。羽曳野市でございます。派遣した理由としましては、基幹相談支援センターの設置の検討に伴い、地域自立支援協議会の運営体制やその要となる相談支援体制の状況及び今後の方向性を確認することにより、市の実情に応じた適切な相談支援体制が整備できるよう、協議会の運営を支援すること。また、協議会を通じた関係機

関のネットワークの構築やスーパーバイズの機会の設置に向けて、相談支援体制に係る助言を行うこととさせていただきます。具体的な支援内容でございますが、令和4年11月、市職員に基幹相談支援センターの設置の進捗状況等を確認した上で、設置に向けて助言しました。具体的には、単に委託するだけでは、基幹相談支援センターの機能が十分に果たせないことにつながるため、協議会等で十分に基幹相談支援センターのイメージを検討し、具体的な業務内容を議論する場が必要であることを助言しました。また、協議会の構成員の交代もあり、改めて協議会の目的や役割・機能を再確認する必要があることを提案しております。12月には、市の相談支援体制の現状等を詳細に聞き取り、地域の状況を把握するとともに、今後、市の相談支援体制を整理するため、改めて基幹、地域自立支援協議会、主任相談支援専門員等の役割について説明しました。基幹の設置にあたっては、委託相談支援事業所との役割分担も考えていく必要があることも併せて助言しました。今後の見通しですが、委託相談支援事業所からも相談支援体制や協議会の現状のヒアリングを行い、地域アセスメントを実施します。今後、地域アセスメントを踏まえた相談体制の検証等を行っていくため、令和5年度も引き続き、アドバイザー派遣を継続する必要があると考えております。

5 ページをご覧ください。地域自立支援協議会を共同で運営している泉大津市と忠岡町でございます。派遣理由としましては、協議会の参加者全員が主体的に参加し、共通の目標を持って地域課題の解決に取り組んでいけるよう、協議会の目的や役割・機能の理解を促進すること。また、基幹相談支援センターの設置を含めた相談体制全体の見直しを図るとともに、協議会の運営方法等について検討を行う。さらに、地域課題の抽出方法や抽出した課題を解決していけるよう、協議会の仕組みの構築等の助言を行うこととさせていただきます。具体的な支援内容でございますが、令和4年12月、泉大津市及び忠岡町の職員に、協議会の現状、課題及び基幹の設置の進捗状況を確認しました。現在の協議会の運営状況を踏まえ、まずは協議会の構成員間で、協議会の目的や役割・機能を再確認すること、さらに、地域課題の解決のため、協議会のネットワークの中で解決していく重要性を助言しました。今後の見通しとしては、まずは、市町の担当職員に協議会運営の具体的なイメージを持っていただくこと、また、基幹の設置に向けて、行政、基幹、委託等の役割分担を整理するとともに、協議会運営についての助言や課題の整理を行っていくことを考えております。また、具体的なイメージを持つために、先日2月24日に市町の職員が岸和田市の運営会議を傍聴しています。以上より、引き続き令和5年度もアドバイザー派遣を継続したいと考えております。

〇次に6ページをご覧ください。地域支援のもう一つの取り組みとして実施している地域自立支援協議会情報交換会についてご説明いたします。情報交換会は、協議会の構成員メンバーを対象として、研修会の実施や好事例の共有、意見交換等を行うことで、協議会の活性化を目指すために、定期的に年2回実施しています。第2回の情報交換会は2月3日に開催し、33市町村約60名の方に参加していただきました。情報交換会の内容としましては、本協議会でも議論していること等を踏まえ、「障がい者支援施設からの地域移行」について、

東大阪市の基幹センター職員、砂川厚生福祉センターいぶき職員等により、具体的な事例をもとに対談形式で発表していただきました。また、その後、グループに分かれ、情報交換いたしました。地域支援の取組みについて事務局からの説明は以上です。

○会長

本日ご出席の委員が、岸和田市、泉大津市・忠岡町に、大阪府障がい者相談支援アドバイザーとして、派遣されてご助言いただいたとお聞きしていますので、さきほどの事務局の説明に補足等はございますか。

○委員

大阪府障がい者相談支援アドバイザーをさせていただいています。

今事務局から説明があった通り、私は岸和田市に派遣されております。前々回のこの会議でも報告をさせていただいたのですが、当初行かせてもらったときは、自立支援協議会そのものは開催されているのですが、開催されているというだけのものでした。いわゆる、開催することによって、中で特に議論が起こることもなく、行政の報告やそれぞれの報告で終わって、淡々と終わる。定例会や全体会を年に何回か行っておりますということだけの話でした。実際に中身を見せていただくと、報告にも書いてありましたが、地域課題が上がってきて、その課題がどういうバックボーンがあるのかという内容は全く見えて来ず、「支援者がこんな活動しました」というような話で終わっていた形でした。そのことに対し、会議に参加されている皆さんが特に疑問を持つこともなく、自立支援協議会というものはそのようなものなのだろうという認識で参加されている方が多かったと思います。私は運営会議の方に参加させていただいていましたが、そこに参加しているいわゆる協議会のエンジンの人たちに対して、協議会の役割は本来どのようなものなのかというところから話をさせていただきました。参加していく中で、これは別に岸和田市に限ったことではないですが、ここが駄目だ、あそこが駄目だ、何をやっているのですかというような指導をしに行くのではなく、いわゆるケアマネジメントの手法を使わせていただく。参加されている方たちがそれぞれ持っている普段の支援の中の疑問点や、自分たちが行政に言われてやるのではなく、自分たちが障がい者の方たちの生活を支援して仕組み作りをしていく、この市の中で仕組み作りをしていくのだということを議論できるように働きかけを行っていきます。そうしていくうちに毎回参加させていただいて、皆さんに促しを行っていくと、今の状態ですが、運営会議のメンバーそのものにエンジンができて、私が特に何か口を挟むことなく自分たちで議論ができるようになってきた。例えば定例会に上げていく。定例会の委員の方たちに関心を持ってもらうためにはどういうネタ振りをしていったらいいだろうか、どのように委員の方たちに投げかけていけばよいのかというところまでの議論がその委員の中でできるようになってきたというのが大きな変化かと思います。そのあたりが、自分たちでそのエンジンができてきたので、今回の派遣はこれで一定の効果が出たかということで、終了させて

いただくかということです。

泉大津市・忠岡町の方も昨年末から行かせていただいておりますが、まず私達が入ることに
対しどちらかと言えば、不安を感じているようでした。しかし、こういう形でエンジンを持
って協議会が運営されていくとむしろ行政の方の仕事量は減りますよ、協議会に任せて市
の障がい施策なども議論できるようになりますので、その具体例を見られたらどうですか
ということで、2月に岸和田市の協議会に見学という形で入っていただきました。具体的に
どんな議論をするかというところまで見てもらって、結構イメージができたというような
コメントをされていましたので、こういう、精力的にされている市の見学を積極的にされる
とイメージが湧きやすいのかなと思いました。以上です。

○委員

大阪府障がい者相談支援アドバイザーをしております。

私の方からは羽曳野市についてご説明をさせていただきます。去年 11 月に 1 回目に行
きまして、先週 3 回目に行っております。何をしているのかというと、先ほど事務局から
説明もありましたが、これからアドバイザーとして助言していく前に、相手のことを知らな
ければなりませんので、地域アセスメントというか、まずは羽曳野市の状況がどうなのかと
いうことを行政から聞き取りをし、先週は相談支援事業者の方から聞き取りをさせてい
ただいております。そこで聞き取りをする項目は同じですが、返ってくる回答がやはり行政の方
の回答と相談支援事業所の方の回答の違いというところですね。それが若干浮き彫りにな
ってきています。次回、今月の 4 回目の派遣では、相談支援事業者への聞き取りの続きを
行い、それをもとに最終的に私の方でのアセスメントを終了して、羽曳野市における現状の
長所と課題ということを整理しご提案した上で、今後の支援についての内容を決めていき
たいというふうに考えております。

これは羽曳野市に限らずですが、何度かこの場でも発言させていただきましたが、相談支
援アドバイザーとしていろいろな市町村に行っている中で、この自立支援協議会というこ
とについて、振り返れば障害者自立支援法が平成 18 年にできて、平成 24 年の一部改正の
ときに、自立支援協議会が法的にも明確化、法定化されてきたという歴史があります。おお
むねそのくらいの年に大阪府内の全市町村が自立支援協議会の立ち上げをされたかと思っ
ていますが、それから 10 年経っております、行政の方を始め構成員も変わっておりま
す。正直申し上げて、私はずっと相談支援の仕事をしてきていますし、平成 19 年からアド
バイザーをやっております。私の仕事はこの通り相談支援にまみれているのですが、実は協
議会に参画されている方が、今更ながら協議会の役割や目的を聞けない。分からない、でも
今更ながら聞けないという方が実はたくさんおられることを私は感じております。そのた
め定期的にやはり協議会の役割や目的、そして6つの機能についてのお話をさせていただ
く必要があるのかなとは思いますが、いずれにしてもこの羽曳野市においても、協議会の目
的や役割についての周知が薄くなってきているというところがあります。加えて相談支援

体制、いわゆる基幹センターや、市町村地域生活支援事業の障がい者相談支援事業、業界では委託相談と呼ばれている部分、そして計画を基盤とした計画相談、障がい者相談支援この3つの層についての役割分担がやはり明確化されていないというのが、羽曳野市の中でも浮き彫りになってきております。明確化されていないことでどういう現象が起きてくるかというと、一言で申し上げますと優秀な、というより仕事ができるベテランの相談支援専門員に仕事が偏り、その方が疲弊していき負担が高まりこれ以上の仕事は受けない、ということで計画作成が後に回されて、セルフプランになっていく。こういう悪循環が多くの市町村の中で出ているようですので、ここについても今後支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○会長

それでは、ただ今の議題1の説明等につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○委員

ご報告ありがとうございました。お話を聞いている限り、取り組みについて効果を上げているということが伝わってきました。これまでの経緯などをあまり存じ上げていないので的外れかもしれませんが、お尋ねしたいのですが、平成19年(2007年)この取り組みを始められたということなので、単純に15年間経っています。その間に色々なところに行かれて、多分効果を上げられているのかと思っているのですが、聞いている限り、各市町では自立支援協議会とは何かのイメージがまだできてない、それが大きなネックになっているということがよくわかりました。そこで、この15年間のこの積み重ねを何らかの形でまとめて、それを配布されるといったことはお考えにはなっていないのでしょうか。もちろんアドバイザーの方が入られるだけでもとても良かったかもしれませんが、アドバイザーが一对一の関わりの中で効果のお話をされるということだけでも意義は大きいと思いますが、アドバイザーの方もそれほどたくさんいらっしゃるわけでもないですし、頻繁に入れるわけでもないで、市町の方でマニュアルのようなものがあれば、それを事前に読んでおいてと言っておいていただき、それで困りごとが解決できるのであればわざわざアドバイザーが行かなくても良いのではないかと思ったので、お尋ねさせていただいた次第です。以上です。

○会長

ありがとうございました。確かにそのような派遣後の姿などが、これから頑張ろうかという市町村に見えるような形になっていくというのは非常にありがたいですね。このあたり、大阪府のホームページなどで、すでに「派遣された後こうなっています」というのは見ることができるのでしょうか。もしなければ、また今後そういうマニュアルも含めてご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局

今の時点では、府のホームページ等で載せてはございません。平成 19 年から 15 年ほどしているのですが、先ほど委員がおっしゃっていたように、最初の頃はそもそも自立支援協議会の立ち上げに関するアドバイスということで派遣されていたのかと思います。また、構成員の方が人事異動等もあり目的や役割が薄れて、最近では少し形骸化してきたということで、課題も少し変遷してきているのかと思います。どのようにホームページに掲載するかということについては、市町村のご意見などもございますので、そのあたりはご相談させていただきたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。今の説明でよろしいでしょうか。

○委員

ありがとうございました。最初の頃は、立ち上げそのものに関するアドバイスというかコンサルティングがメインだったのが、最近ではもう立ち上がっているけれど、立ち上げたものをどう動かしていけばよいかわからないというように、市町村が抱える課題が変わってきたという理解ですね。そうした課題が今後、増えていく可能性が十分あるということであれば、やはりアドバイザーのご負担なども考えると、何らかの形で課題やその解決方法を事前に共有できるようなツールがあればいいかと個人的に思います。

○会長

ありがとうございました。そういう成功事例が他の自治体でも簡単に見られるということになっていくと良いでしょうし、何よりもこのアドバイザーを派遣するというのは、府ならではの非常に面白い取り組みですので、市町村の同意が得られればですが、PR がてら作成なども含めて検討いただければと思っております。ありがとうございました。

他 6 ページまでの報告で、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

○委員

すごく単純な質問なのですが、このアドバイザー派遣自体は、基本は市町村職員からの要請なのですよ。私も、どことは言いにくいですが市町村の自立支援協議会に参加しているのですが、形骸化しているのは間違いなく、うちの市町村でも形骸化していて、本来であれば市町村が問題意識を持って手を挙げてくれるのだったらよいのですが、その気もないと言ってしまうのは非常に失礼なのですが、ない場合が非常に危ないと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。自分のところを棚に上げているのですが。

○会長

このあたり、答えにくいかもしれませんが、府の感覚的なものとしてどうですか。

○事務局

毎年約 10 市町村ほど、自立支援協議会としてヒアリングをさせていただいて、その上で、我々の方で課題と感じたところに対して、派遣させていただいているというところがございます。確かにヒアリングのときに、全てうまくいっているというような発言をされると状況を把握するのは難しいですが、ヒアリングもかなり時間をかけてさせていただいておりますので、市の職員さんも形骸化していると感じておられれば、一定そのようなご発言もあるかと思えますので、それに基づいて派遣を検討していくということになるかと思えます。

○会長

よろしいでしょうか。他ご意見、ご質問は大丈夫ですか。それでは、ただいまの報告では、岸和田市については、当初の派遣目的は達成されたことから今年度をもって終了として、羽曳野市、泉大津市・忠岡町については継続派遣という形で決めさせていただいてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

他にも、市町村の申請に基づきアドバイザー派遣を実施されていますので、事務局よりご説明をお願いします。

○事務局

事務局から、前々回の協議会において、市町村自ら自発的に申請・申込みをして、派遣を行っている茨木市、和泉市、高槻市、これらの進捗状況の報告をさせていただきます。

まず茨木市ですが、資料に書いてある通り、市として人材育成の仕組み作りを行うにあたり、アドバイザーに助言いただきたいという内容でございました。支援内容は記載の通り、茨木市と主任相談支援専門員を交えて、研修に向けた打ち合わせを実施し、部会にて5ピクチャーズ作成を中心に研修会を実施しました。相談支援専門員のスキル向上を図るということで、今後、市の担当者とアドバイザーとで振り返りを行い、市としての継続的な取り組みに繋げていきたいと考えております。

次に、和泉市は地域課題の抽出を協議会として行うための仕組み作り、および主任相談支援専門員を中心とした人材育成の仕組み作りについて助言をいただきたいという内容で申請がありました。支援内容は、市と基幹を中心に市内の相談支援体制や自立支援協議会、課題に感じていることについてのヒアリングを実施し、自立支援協議会の相談支援部会、事務局会議へ参加し、部会の運営や地域課題の抽出について整理を行っています。今後、行政・基幹センター・委託で、再度アドバイザーに助言をいただく内容を整理、明確化して今後継続して派遣していく予定でございます。

最後に高槻市ですがグループスーパービジョンの手法を用いて、協議会における連絡会の中で人材育成を行う仕組み作りについて助言をいただきたいという内容で申請を受けています。支援内容は、高槻市と高槻市の自立支援協議会相談支援連絡会議メンバーで、市内相談支援体制およびグループスーパービジョン実施に関するヒアリングを行った上で、グループスーパービジョンの試行実施に向け、グループスーパービジョンに関する講義を実施しております。この3月にアドバイザーが演習リーダーとなって試行のグループスーパービジョンを実施し、次年度の自立支援協議会の連絡会議メンバーでの運営に繋げていく予定でございます。いずれの市においても次年度も継続的に実施をしていく予定ですが、各市の方で自ら人材育成を図っていけるように、それぞれ各市にいらっしゃる主任相談支援専門員の位置づけや役割など、このあたりのこともアプローチしながら行っていきたいと考えております。以上です。

○会長

ただ今の報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。いずれにしても、全て共通するのが相談支援になってきますので、相談支援をどう整えていくかということについては、これと並行して、市町村そして府と一緒に考えていただければと思っております。それでは時間の関係もありますので、次の議題に移らせていただければよろしいでしょうか。

では議題の2つ目でございますが、各部会の活動報告について、こちらが資料2に沿いまして、各部会長から順に説明をお願いしたいと思います。本日は時間の都合もございますので、各部会について一通り全て報告をいただいた後、ご意見、ご質問をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

それではまず、ケアマネジメント推進部会の活動報告について、部会長よろしくお願いたします。

○委員

それではケアマネジメント推進部会からご説明をさせていただきます。

令和4年度のケアマネジメント推進部会の状況について、1ページ目に記載されておりますのでご覧ください。当部会では本年度より、より幅広い観点から議論を行うということを目的に、担当事務を障がい者ケアマネジメント従事者の養成確保に係る調査審議から障がい者ケアマネジメント体制に係る調査審議に改正し議論をしている最中でございます。

第1回目については、令和4年12月5日に開催し、この自立支援協議会でも議論されている地域移行という切り口から、障がい者の地域移行を支えるための相談支援体制について議論を行いました。主な意見としては、地域生活を支えるためには地域資源に繋げる計画相談がまず重要であり、併せて地域資源の充実強化、ネットワークを構築する自立支援協議会の連携が必要である。そのための相談支援体制を整備することが重要だという意見が

ありました。具体的には地域移行を進めるためには、家族だけではなく施設入所者などからの移行ということも、相談支援から行っていくと、入所者全ての計画相談を導入するための体制整備ということを目指すべきではないかという意見であったり、地域生活拠点事業の体験事業を重視することが重要であるということであったり、スーパーバイザーの派遣ということを経験の中でできるような体制を地域で構築するというような様々な意見が出されております。これらの意見については、前回の第2回自立支援協議会の方でも資料としてご提出をさせていただいたところです。

第2回目のケアマネジメント推進部会の議論については、令和5年3月14日に開催する予定をしております。議題は第1回の議論を踏まえて、市町村相談支援の機能を発揮するために、各相談支援機関の役割、特に基幹相談支援センターの果たす役割や自立支援協議会との連携体制、また相談支援従事者の育成や確保について議論する予定をしております。先ほどからご意見があった3層構造について、一定の整理ということを図ってまいりたいと考えております。また、市町村の相談支援体制の現況をより具体的に把握するため、令和5年度障がい者相談支援事業の実施状況調査の実施についても内容等も含めて議論をしていきたいというふうに考えております。以上のような形で次年度も検討を引き続き行っていきたいと思っております。また相談支援のあり方、特に機能強化や人材育成確保、そういったところについて議論を次年度も行っていきたいと考えております。以上でご説明とさせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは続きまして、高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会の活動報告につきまして部会長よりご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員

令和4年度の報告をさせていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。今年度の検討テーマとしては、2点ございました。1点目は、高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築するための取り組みの方向性について。2点目は、診断治療が可能な医療機関を開拓するための具体的な取り組みや、高次脳機能障がい児への支援や普及啓発の取り組みの方向性について議論を行いました。

部会の開催状況でございますが、第1回部会は、令和4年9月7日に開催をし、地域支援ネットワークの再構築と診断治療が可能な医療機関の開拓、高次脳機能障がい児への支援高次脳機能障がいの普及啓発の方向性について議論をいたしました。主な委員の意見といたしましては、各種取り組みについて方向性はいいけれど、スピード感を持ってやる必要があるのではないかとか、あるいは普及啓発の方法として、高次脳機能障がいのポスターや、

リーフレットなどを医療機関に置いてもらうというような働きかけも必要ではないかというご意見がございました。

第2回部会としては、3月17日に開催をする予定といたしております。議題については第1回からの継続で地域支援ネットワークの再構築に向けての取り組みや、高次脳機能障がいの啓発普及の方向性などについて、今後の取り組み状況の共有を図り、より効果的な取り組みの方向性について議論をしたいと考えております。

令和4年度の検討結果といたしましては、地域支援ネットワークの再構築については、具体的には二次医療圏ごとに地域の支援機関が事務局となり、その地域に必要な研修を3年かけて8圏域全て実施していく方針を決定いたしました。高次脳機能障がいの診断治療が可能な医療機関の開拓につきましては、当事者および支援者が把握しやすくなるように、2月末現在で85ヶ所、お手元の資料には81となっておりますが、現在85ヶ所の医療機関から了解を得て、大阪府のホームページで一覧を公開しています。今後も各病院に働きかけを行い、掲載病院を増やしていくことといたしております。また、こういった各種取り組みについて官民一体となって、スピード感を持って取り組んでいくようご意見をいただいたところです。

次年度の検討項目でございますが、引き続き地域支援ネットワークの再構築のための地域研修や、当事者や支援者が医療機関の医療機関を早期に発見できるよう、そういうツールを用いるなど、普及啓発の方向性について検討を行っていく予定でございます。報告は以上でございます。

○会長

ありがとうございました。こちらの部会では、私の記憶に間違いなければ、昨年だったでしょうか、とても素晴らしい手引きを作成していただいて、うちの学生にも使っていただいていますので、こういうのがどんどん普及していけばいいかと思っております。

それでは続きまして、発達障がい児者支援体制整備検討部会の活動報告につきまして、部会長、よろしく願いいたします。

○委員

今年度はまだ開催されていないため、予定についての説明になります。令和4年度の検討予定について説明いたします。まず、市町村における発達障がい児者支援の取り組み状況につきまして、アンケート調査により市町村の発達障がい児者の取り組みの状況を確認し、それぞれの課題や府において市町村と連携できる取り組み内容等を検討いたします。また次年度、令和5年度に実施する市町村アンケートを受けて、発達障がい児者支援の取り組みについて重点的に調査する項目について検討を行います。次に、大阪府発達障がい者支援センターおよび発達支援拠点の役割につきまして、大阪府の発達障がい者地域支援力向上事業の取り組み内容を報告の上、市町村の課題や大阪府による市町村への支援策などにつ

いて検討いたします。最後に発達障がい児者支援体制整備検討部会は、3月30日開かれる予定です。以上で報告を終わらせていただきます。

○会長

はい。ありがとうございました。それでは続きまして、障がい者虐待防止推進部会、部会長に代わりまして事務局の方から説明をお願いできますでしょうか。

○事務局

部会長がご欠席ですので、事務局から説明させていただきます。

部会での検討テーマというところで3つ挙げさせていただいておりますが、国調査に基づいた取り組み報告というところにつきましては、国調査、今年度につきましても、まだ現状も前年度の調査結果が公表されておりませんので、ここについてはさらに前年のものを共有させていただく形にとどまっておりますが、2点目、3点目のところについて検討させていただいたところがございます。参画機関の虐待防止に向けた取り組みについての情報共有でありますとか、参画いただいている関係機関の連携強化も含めた虐待防止施策を推進するということについて検討させていただいたところがございます。

次の令和4年度の開催実績および検討内容についてですが、先月2月13日に開催いたしまして、検討内容は先ほど申し上げたところを中心にあります。その中で、委員の先生方からいただいた意見といたしましては、事業所や虐待者の属性についてもデータを提供してほしいでありますとか、それを踏まえた分析をといたご意見。また、縦割り行政で連携できていないなどを含め、市町村格差が大きくその是正が課題になっているというご意見。それから虐待認定においても、グレーな案件といいますか、虐待の判断に至らなかった事案についてもモニタリングをしていくことが重要であるといったご意見がございました。

令和4年度の検討結果の欄に移ります。大阪府の施策への反映としましても、部会での議論を受けまして、①②、市町村の虐待対応力の向上でありますとか、虐待防止ネットワークの整備促進といったところの観点から、記載しておりますような内容を実施し、それから、部会での検討結果も含めて、府内の全市町村とこの情報について共有しているところがございます。

次年度の検討項目でございます。先ほど触れました①②の市町村の虐待対応力向上でありますとか、虐待防止ネットワークの整備促進という方向性については今後も継続していくというご意見をいただいておりますので、府の施策政策としても推進していく方向性でございます。続いて、2点挙げておりますが、そもそもこの部会が虐待防止法第39条の連携協力体制の整備の趣旨を踏まえて設置しておりますことから、さらに関係機関の連携強化方策などについて議論を深めるような工夫をしていきたいということと、加えて市町村の対応力向上のためのオール大阪での検討を進めていくという方向性になっております。以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございました。続きまして地域支援推進部会の活動報告ですが、私の方から報告をさせていただきます。

資料は 5 ページになります。この部会は2つのワーキンググループを設置しておりますが、この内基盤整備促進ワーキングの方は、実はこの後の議題である施設のあり方や地域支援のあり方、非常にワーキングではとても収まりきれない形のものになっておりますので、こちらをもってワーキングとして検討していくということで精神障がい者の地域移行推進ワーキングの活動が今年を中心になっております。

今年度は、第 1 回のワーキングを 8 月に開催しまして、2 回目のワーキングがこの後 3 月 23 日に開催する予定となっております。この 2 回目の内容でございますが、前回のワーキングで、大阪府の退院支援事業についてこれまでの実績、あるいは効果の検証とともに、今後の取り組みの議論を踏まえて、令和 5 年度から再構築した事業報告を予定していると聞いております。また精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて、保健所圏域と、市町村圏域の協議の場を取りまとめた課題や活動状況を報告し、府として必要な取り組みあるいは各圏域のバックアップのあり方などについて議論していく予定となっております。地域支援推進部会からは以上となります。

続きまして、就労支援部会の活動報告につきまして、部会長より報告をよろしくお願いたします。

○委員

報告させていただきます。本部会の到達目標は資料の一番上のあたりにありますように、障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実について審議することで、第 5 次障がい者計画の最重点政策である障がい者の就労支援の強化を推進するということが 1 つ目、2 つ目が福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図るということです。

就労支援部会の方では第 1 回を 12 月 21 日に開催しております、報告内容は記載の通り、大きくは最初の 2 つ、第 6 期大阪府障がい福祉計画における成果指標および活動指標達成状況について意見交換をしたということと、令和 4 年度就労移行等連携調整事業等について意見交換をしたということです。その際に出た意見として、今後の課題として残っていることとしては、就労継続支援 B 型事業所における利用者の就労や生産活動等への参加等を評価する報酬体系を選択する事業所について今後どのように評価するかということを検討する必要があるだろうというご意見をいただきました。第 2 回目の部会は 3 月 23 日に開催予定です。

部会内の専門委員会であります、工賃向上計画の推進に関する専門委員会の方は、第 1 回目を 9 月 20 日に開催しております。検討報告内容は記載の通りですが、その際に出た意見としては、工賃は月額だけではなく時間額や就労時間等にも着目すべきである。地域にお

ける共同受注窓口とのさらなる連携協力など、今後の工賃向上に向けた支援が必要である。就労継続支援事業所の表彰は、事例の紹介や啓発など様々な角度で取り組まれているという意見が出されました。今後3月9日に第2回目を開催する予定です。来年度等のことについても書いてありますが、またご覧いただけたらと思います。以上です。

○会長

はい。ありがとうございました。続きまして、医療的ケアを要する重症心身障がい者等支援部会、この活動報告でございますが、医療的ケア支援センター設置に係る説明もありますので、今回につきましては事務局から説明の方よろしく願いいたします。

○事務局

医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会について、今年度の開催状況についてご説明させていただきます。

今年度、部会に医療的ケア児支援センター設置検討ワーキンググループを設置しまして、昨年5月から9月に4回開催を行いました。医療的ケア児のニーズを把握するため、医療的ケア児実態把握調査を行いました。その調査結果をもとに、医療的ケア児支援センターの設置に向け検討を行い、参考資料②の通り提言として取りまとめられました。昨年10月に開催した第1回部会では、ワーキンググループの提言を踏まえ、医療的ケア児支援センターの設置に向けた今後の方向性などを検討いたしました。

大阪府医療的ケア児支援センターの設置についてご説明させていただきます。参考資料1「医療的ケア児に対する支援体制について」をご覧ください。近年、医療技術等の進歩に伴い医療的ケア児が増加している中、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職防止に資し、もって安心して子供を生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的といたしまして、医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月に施行されました。この法律の第14条では、都道府県においてできる措置として、医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児および家族からの相談対応、情報提供、助言その他の支援を行うことや、医療・保健・福祉・教育・労働等に関する業務を行う関係機関等への情報提供および研修を行うことなどが明示されました。医療的ケア児支援センターの設置につきましては、令和5年4月中の設置を予定しており、現在、そのための関係機関との調整を行っているところです。令和5年度新規事業としましては、当初予算は1009万5000円としており、事業委託を考えています。委託先につきましては、現在調整中でございます。センターは、医療・保健・福祉・教育等の多方面にわたる総合的な窓口として、医療的ケア児への切れ目のない支援に取り組んでまいります。具体的には、医療的ケアが必要な子供やその家族からの相談に対する情報提供、助言等を行います。家族などからの相談に関し、複数の関係機関等との調整が必要な場合や、調整が困難なケースの対応にあたりましては、支援センターでの対応と併せて、必要に応じて市町村に配置の医療

的ケア児等コーディネーターを中心に、地域の関係機関などに繋いでいただくことを考えております。センターは、関係機関の支援として、地域の関係機関からの専門性の高い相談に対し助言を行うことや、必要に応じて別の機関に繋ぐこと、関係機関から困難事例や好事例の収集を行い、情報提供を行うなど支援を行っていきます。また、センターは関係機関との連携調整等の機能を担い、関係機関で構成する2次医療圏域会議などを実施し、連携体制の構築強化を図ってまいります。説明は以上になります。

○会長

ありがとうございました。以上で、各部会から今年度の活動状況についての報告は終わりますが、いずれの部会に対してでも結構ですが、ご意見やご質問等はございませんでしょうか。

○委員

最後にご報告いただきました医療的ケアのところは、数年前に自立支援協議会で部会を作って欲しいという要望をしまして、着実に実施をしていただきありがとうございます。

各部会とても精力的に検討されているわけですが、何度も申しますが報告書に掲載されていない課題、障がい者を取り巻く課題でやらなければならないことが他にもある。その構成されていない部会をもう少し立ち上げていただきたいということを改めて感じました。具体的には、障がい児の支援です。発達障がい児だけでなく、広く一般に障がい児の支援をトータルに考える部会がいます。制度が変わろうとしているので、それに対応するための部会が必要だと思います。それから2つ目が、去年提案したのですが、強度行動障がいの支援に対する部会。国も本腰を入れて去年ごろから検討しておりますが、大阪府内でも展開を考えないといけないと思います。それから3つ目が、事業者を支援する部会。障がい者本人だけでなく、いろいろなサービスを支える事業者がとても今困っています。1つは、人材確保が非常に難しくなっている。あるいは、あの社会情勢に対応しなければならないことがあります。そういった情報がトータルに入って来ない。新型コロナ感染症対策が最たるものだったと思いますが、それ以外にも去年10月から飲酒運転を防止するための新たな施策、あるいは今年10月からインボイスが、電子帳簿保存法が導入されます。そういった新しい社会の要請に対応するための情報を取りまとめた事業者支援の部会がいます。そうでなければ、健全にサービスの利用ができなくなってしまう恐れがあると思います。こういった、障がい児への支援、強度行動障がいへの支援、あるいは事業者への支援、こういったものをぜひこの自立支援協議会で議論し、新たな部会を組織していただけたらと思います。以上です。

○会長

貴重なご提案ありがとうございました。これらにつきまして今後どうしていくべきか等

は、例えば部会の中で、さらにワーキングを作るのか、また新たに設置するのかといった色々な形態が考えられるかと思しますので、事務局に預けて、また回答を聞かせていただければと思います。

最初の障がい児の支援について、この障がい者の自立支援協議会という障がいの中で考えた方が良いのか、障がいがあろうがなかろうが、5歳は5歳であり、本来は広く子どもを支える中で障がいのある子どもさんであっても包み込んで行くという、本来は子どもを検討するところが検討すべきではないのかという問題もあろうと思しますので、これも非常に大きな問題になりますから、少し預らせていただいてということでもよろしいでしょうか。他いかがでしょう。

○委員

色々と報告を聞かせていただきましてありがとうございました。私の方からは2つの部会に少し質問、意見をさせていただけたらと思います。

まず1つ目は、ケアマネジメント推進部会です。先ほど委員のお話にもありましたが、基幹相談、委託相談、指定特定の役割分担といった話は、今後の部会の方で取り扱っていただけるということで、私も今相談支援に日々従事している立場ですが、私自身もこの問題に非常に悩まされていますし、地域の仲間たちからも、この問題についての悩み事や相談を受けるといったことがあり、地域で働いている相談支援専門員の一番の困り事なのではないかと感じております。今後検討していかれるということですが、質問なのですが、マニュアルのようなものを出してきていただけるのでしょうかというのが1つです。それからこの基幹、委託、特定というところで、ハード面の3層構造というのが1つあるかと思いますが、またその一方で、その中にある個の相談支援専門員に目を向けると、初任、現任、主任という形で非常に幅があって、このあたり、ハード面の部分と個の部分というところで、簡単に役割分担ができないというような現状もあるのではないかと感じております。そのあたりのところで、今何かこの部会の方で検討されていることがあれば教えていただきたいですし、府下の地域の相談支援を見ていらっしゃるアドバイザーの方も、何かそのあたりの点でお感じになっているところがあれば教えていただきたいと思えます。

それから2点目ですけれども、地域支援部会の精神障がい者地域移行ワーキングが2回開催されたということで非常によかったと思っております。コロナ禍で精神科病院からの地域移行が非常に難しい、困難な状況にあったと聞いておりますので、また再開されていくということで、この部会で色々なことを検討していただいてまとめていただけたらと思っております。1点、「にも包括」の方のことで、今後「にも包括」全般に関することや、協議の場のことを議論していくというご報告がございました。この協議の場というのが、今現在大阪府下でどのぐらいあるのかや、どのような協議がなされているのかなど、現在の進捗のようなものを、何か報告や数字といった形で示していただけると、なかなか進みづらい「にも包括」の議論が少し数値化、見える化されていることが実感できるのではないかと思

っております。これは意見です。以上です。

○会長

ありがとうございました。「にも包括」については、数値については事務局の方で把握できているところがあればと思いますが、今後、各地域で、地域包括という部分が地域ごとにおそらく形態が違うかと思しますので、そのあたりまたいずれかの時点で報告できるようなものがあるかと思っております。

ケアマネジメント推進部会に関しては、部会長あるいは事務局の方で何かお答えできるところはございますでしょうか。

○事務局

事務局の方からご報告をさせていただきたいと思えます。ケアマネ部会の方では、今年度も引き続き、来年度も引き続き、三層構造の役割分担、相談支援機関の各機関が持つ役割と機能の充実ということで、今後引き続いてご議論をしていただいて、最終的には提言書という形でご議論いただいた内容をまとめていただきたいと思いますと考えております。以上です。

○会長

ありがとうございました。では、補足がございましたらよろしく願いいたします。

○委員

今ご質問があった、まず 3 層構造の役割分担についてどこまで議論できているのかということについてですが、次回、また次年度の議論というところになってくるかと思えますが、まず役割分担についても市町村ごとにかなり異なっている、カバーしている部分が異なっていると思しますので、そのような市町村の実態を明らかにする作業というのがまず重要かと思っております。その中で好事例があれば、今府の方からありました提言書の方にもまとめていけたらと思っております。その中で、三層構造だけではなく、重層的包括支援体制の中において、この 3 層構造がどう機能していくのかということを含め、次年度においては検討が必要だろうと思っております。またもう 1 つのご質問にありました、相談支援専門員の初任、現任、主任の役割分担についても、市町村ごとの状況というのも踏まえて、これについては一昨年の議論の方で途中になっている部分もありますので、できればそのあたりも進めていけたらと思っております。補足として述べさせていただきました。

○委員

相談支援体制や主任相談支援専門員、相談支援専門員にも主任、現任、初任など色々とあるのですが、要は地域作りという観点で考えれば、自立支援協議会の役割、基幹相談支援センターの役割、それから地域生活支援拠点の役割などがありますので、そのような部分、被

っている部分を整理するということが必要かと思います。ちなみに私の摂津市の自立支援協議会でも、参画者がよく分からないという話があったので整理表を作りました。主任相談支援専門員と協議会と基幹センター、拠点、これらの整理表を作って、先ほど言いました羽曳野市のアドバイザー派遣にも活用させていただいております。以上です。

○会長

ありがとうございました。

○委員

「医療的ケア児に対する支援体制について 参考①」についてご質問させてください。2点あるのですが、まず右下の図のところに学校や保育所、幼稚園というものが入っていることからわかると思いますが、やはり主には医療的ケア児ということであれば学校でどうするかということが大きな課題になってくると思いますが、懸念されることとしては、医療的ケアが必要な子供はできるだけ支援学校に行ってくださいなど、特定の学校に行くように心がけてくださいというような、地域によって、変な力がかからないように、普通校にもきちんと通えるような連携調整をぜひお願いしたいというのが1つです。あともう1つ、私は就労支援部会の部会長でもありますが、この図の中にもハローワーク等というのがありまして、連携調整の中にも労働というところがありますが、これは医療的ケアが必要な子供が就職するあたりのところでの関わりという理解でよろしいでしょうか。18歳まで厳密にどこで切るのかどうかということもあると思うのですが、そのあたりのところを回答をお願いします。

○会長

1点目は要望ということで、2点目について事務局から現時点で考えられていることがありましたらよろしく願いいたします。

○事務局

ご質問ありがとうございます。2点目について労働とハローワーク等になりますが、関わりとしては、本人の就労もありますが、介護者の親御さんの離職が社会問題になっておりますので、その方たちの支援という観点もございます。

○会長

それでは時間の関係もありますので、次の議題であります。地域における障がい者等への支援体制について議論してまいりたいと思います。まず事務局から説明の方よろしく願いいたします。

○事務局

資料3の「地域における障がい者等の支援体制について」ご説明いたします。表題ですが、表紙の下段に記載のとおり、本日のご審議も踏まえ、大阪府障がい者自立支援協議会からの報告書としていただく予定です。

それでは、内容についてですが、前回の素案からの主な変更点をご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。「はじめに」では、今回、本協議会において、地域における障がい者等への支援体制、とりわけ障がい者支援施設のあり方について議論するにあたっての背景や問題意識とともに、「一人ひとりの尊厳に着目すべきこと」「当事者の思いに寄り添った意思決定支援の重要性」等、議論を進める上で重要となる視点について、会長におまとめいただいております。

3ページの目次をご覧ください。章立てと項目については、素案から変更はありませんが、第4章ついて、表題を「支援機能の強化、支援体制の再構築に向けた検討事項」から「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」に変更しております。また、1の「地域全体で障がい者を支えるしくみの構築」について、委員のみなさまからのご意見を踏まえ、新たに「地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実」を追加するとともに、記載順を変更しております。

4ページをご覧ください。第1章の障がい者支援の動向につきましては、4ページから9ページまででございますが、4ページの「障がい者施策の変遷」から、エビデンスとなるデータを交えつつ、会長に作成いただきました。

10ページをご覧ください。10ページから16ページまでが、第2章の大阪府内の障がい者支援の現状と課題ということで、1つ目の「障がい者の状況」、13ページの「行政や地域における支援体制の現状と課題」、最後に16ページの「障がい者支援施設における現状と課題」について、それぞれ記載しておりますが、前回、お示しした素案から大きな変更はございません。

17ページをご覧ください。第3章の「行政・地域に求められる支援体制と障がい者支援施設に求められる機能」について、1の「行政・地域に求められる支援機能と連携体制」として導入部分を追加しております。ここでは、今後、地域生活の継続、地域移行を前提とした取組みを進めていくためには、8050問題など障がい者やその家族の取り巻く環境変化等を踏まえ、求められる今日的な支援体制として、「地域生活支援のための相談支援体制の整備」、「障がい福祉サービスを提供する機能の充実」、「地域生活を支える連携体制の整備」の3つの側面からの取組みについて、地域の特色を活かしながら、地域協議会、相談支援、地域生活支援拠点等と連携し、強固な地域基盤の検討が必要といった内容を記載しております。

「地域生活支援のための相談支援体制の整備」では、1行目の地域移行の促進にあたり「意思決定支援」の取組みを追加するとともに、下から4行目に相談支援体制の整備にあたって、

基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所、委託相談支援事業所の役割分担を明確化していくことを追加しております。

18ページをご覧ください。「障がい福祉サービス提供機能の充実」については、「はじめに」の部分の意思決定支援における情報保障の重要性と同様に、2行目に一人ひとりの障がい特性に応じたコミュニケーションツールを確保することで、生活の場を広げる環境整備が求められることや、4行目に協議会等で地域ニーズを把握し、必要な方に専門的なサービスを提供できる人材の養成・確保を追加しております。次の「地域生活を支えるための連携体制の整備」では、2行目に障がい福祉サービス事業所や医療機関に加え、その他機関として、高齢分野の機関や社会福祉協議会との連携強化を追加し、これに合わせて、下から3行目に障がい福祉サービスだけにとどまらず高齢分野や地域のインフォーマルサービスを含め、様々な地域の資源の活用を追加いたしました。

19ページをご覧ください。「地域における障がい者支援施設に求められる機能について」では、前回、生活支援機能について、「施設に住み続ける」かのような印象を与えるとのこと意見をいただきましたので、下から2行目に「当面の間」という言葉を追加いたしました。住み続けるという部分については、集中支援をして地域移行できる方は地域移行していくということも含めた委員意見に対する追記という形で考えております。

20ページをご覧ください。第4章ですが、こちらは前回、多くのご意見をいただいたところです。まず、目次でご説明したとおり、タイトルを「地域における障がい者等の支援体制の再構築に向けた提言」に変更いたしました。また、1の「地域全体で障がい者を支えるしくみの構築」について、意思決定支援のキーワードを多くご意見としていただきましたので、新たに「地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実」を追加しています。「地域生活を支える相談支援及び意思決定支援の充実」では、相談支援体制の整備、相談支援専門員の養成、確保が重要であるということ、また意思決定支援にあたり、選択の機会を保障するなど、本人の意思決定を促すために求められる取組みについて記載しています。次の「入所時、入所中等の地域移行に向けた認識の形成と共有」については、地域移行の支援における基幹相談支援センターに求められる役割や、入所希望者に対しては、地域生活の継続や地域生活への移行を前提とした支援を協議会等で検討していくことや好事例の横展開を通じ、地域の支援力を向上させていくことなどを記載いたしました。

21ページをご覧ください。「暮らしの場となるグループホーム等のサービス提供基盤の拡充」では、グループホームや生活介護事業所などの支援力を高めるための取組みとして、市町村や行政の積極的な関わりやチームアプローチの重要性、支援を安定的に提供できる人員体制の確保や必要な財政措置を記載するとともに、サービスの質の向上を図るため、地域にある既存の資源や制度の有効活用を検討していくことを記載しております。続いて、「障がい者支援施設による在宅やグループホームで暮らす障がい者や介護者等へのバックアップ機能」については、素案では障がい者支援施設の地域へのバックアップ機能としておりましたが、地域がグループホームだけという印象を受けかねないのご意見を踏まえ、

「地域」を「在宅やグループホームで暮らす障がい者や介護者等」に変更しております。内容については、地域生活支援拠点等の緊急時の受入れについて、障がい者支援施設の有効活用や緊急時に備え、対象者の事前把握、体験の働きかけを行うこと。また在宅やGHでの支援が困難となった方の地域生活の継続に向けた支援の再構築など、障がい者支援施設によるバックアップ機能とこれを実現するための弾力的な人員体制の確保等の環境整備、これに見合う財政措置について記載いたしました。

22ページをご覧ください。入所者の年齢や特性に応じた障がい者支援施設の生活・支援環境の整備について、こちらも項目の順番を「地域生活への移行に向けた支援体制の構築」、「重度化・高齢化に対応した生活環境の整備」、「多様化する障がい者への支援」と変更しています。多様化する障がい者への支援では、障がい者支援施設の支援の質を高めるため、人材確保・養成に伴う報酬の見直しが必要となることに加えて、前回、ご意見をいただいたICTやロボット等の活用について、職員の負担軽減による支援の質の向上を記載しております。最後に、高齢化に備え、介護保険サービス利用に伴う関係者間の連携などに関するご意見をいただいておりますので、その他の検討事項に追加いたしました。

○会長

ありがとうございました。それではただ今からは、我々委員の中で意見を交換してまいりたいと思いますが、その前に、冒頭でこれについて各種団体の方々にヒアリングをいただいたということはお聞きしておりますが、そのあたりは大分反映されたものであるということは、一番大事なのはその各種団体の方々からこの報告そのものが反対ということはなかった、という認識でよろしいでしょうか。

それではこの中身については、表紙にあります通り、この自立支援協議会で決めなければならないものですから、事務局への質疑応答というよりは我々の中で意見交換をして、表現や構成あるいは追加すべき点等を、限られた時間ではありますが意見交換していきたいと思っております。どなたからでも結構ですのでご意見を頂戴できればと思いますが、いかがですか。

○委員

前回の会議で、色々な意見が出たと思いますが、それをかなり反映していただいていると思います。それで、今回新たに「はじめに」が新たに付け加わったということですね。それでお尋ねしたいのですが、この1ページの「はじめに」のところで、上から3行目では、ノーマライゼーション7か年戦略というところで「共生」という言葉が使われておりますけれど、共に生きるというのがノーマライゼーション7か年戦略の重点項目の最初に上がっていたと思うのですが、ここでいう「共に生きる」というのは、今言われているような多文化共生というような「共生」とは意味が違うような気がします。むしろ、単に地域で暮らしますよというというくらいのニュアンスのような気がするのですが、これで大丈夫なのかと気になりました。

2つ目は、真ん中に空白があり、その次に段落があって、さらに空白行がありますが、その次の段落のところの上から2行目ですが、この右端に「健全」という言葉がありますが、「健全」というのはどういう意味でしょうか、これは少し誤解を与えるような意味があるような気がします。「健全な価値観」というところが引っかかりました。

2ページ目ですが、権利条約と相容れないけれども、それは十分わかった上で取りまとめていると書いていただいたということになると思います。権利条約とは相容れないのでということを書いてくれたのはありがたいと思うのですが、そのままこの3つの機能云々を書いてしまうと、権利条約を無視しているというようにも受け止められるので、文章の間に権利条約とは少し違うけれども、権利条約についてはもう少し時間をかけて国レベルで当事者の方も交えながら議論していく必要がある、という一言があった方がいいような気がしました。

あと全体に言えるのですが、私も読ませていただいたのですが、やはり重要なところはフォントを変えるとか、アンダーラインを引くなどということをしていただいた方が読みやすいのではないかと思います。全部を通して読むのがしんどいなと思ったので、そのあたりをお願いしたいと思います。「はじめに」に関してのみの意見です。

○会長

まずは「はじめに」の部分について、地域での共生については確かに今日的なものとは違っているということ言えば、「地域での生活」というような形に変えていっても良いかと思えます。

2点目の「健全」というのは、確かに健全とは何かというような誤解を招きかねませんので、ここは消すか表現を改めていければと思います。

3点目の国連の勧告内容については、非常に配慮いただいたご発言をいただいていますので、何か真っ向から反対しているというような表現ではない、柔らかい表現について、また後日検討させてください。はい。ありがとうございました。

他いかがですか。どうぞご自由にご意見を頂戴できればと思いますが、すいません引き続いてお願いします。

○委員

16ページですが、「多様化する利用者への対応」の2つ目の段落ですが、「強度行動障がいの状態」と書いているところですね。ここの「大人数の環境、構造化・視覚化が難しい環境などから困難な支援環境となることが多い。困難な支援環境になることが多い」ということで、「環境」「環境」と繰り返されて少しわかりにくいと思ったので、これは文章を考えていただけたらということです。

それから17ページで、先ほど基幹相談支援センター、それから特定相談支援事業、委託相談と3層あるためそれぞれ役割分担しなければならないとおっしゃっていたと思います

が、役割分担ということも大事なのですが、ワンストップでどこに行っても相談できるというような仕組みというのも重要になるかと思います。しかし、少しこの役割分担をあまり強調しすぎると、「うちはこの役割しかしません」という風に受け止められてしまうのではないかと思ったので、そこも文章表現を考えていただけたらと思います。

それから、情報保障とかコミュニケーションツールについて加えていただいたことは本当に大事なことなのでありがたいと思いますが、この情報保障の中にいわゆる人材の確保というのが入っているのかが曖昧かと思ったので、手話であれば手話通訳者、要約筆記なら要約筆記者、そのような人材を確保していくということも含めていただいても良いのではないかと思います。

19 ページのところで、地域における障がい者支援施設に求められる機能を書いています。やはり土台となるのは人権尊重、虐待を起こしてはいけないとか、人権云々ということをごどこかに書いていただけたらありがたいということです。

それから、これは私個人の関心なのかもしれませんが、これからただ一口に障がい者と言っても、障害者権利条約の勧告にも、確かインターセクショナリティという言葉があったと思います。まず、これからの障がい者というのは、障がい者の中でもジェンダーの問題を抱える方とか、問題と言っては語弊がありますが、ジェンダーのところでもいろいろな困難を抱えている方や、外国籍の人など、そのような属性が一人の人の上にたくさん交差してくる、このような時代になってくるだろうと思います。そういうことも想定しておいてコメントを記しておいても良いのではないかと思います。ということで、要望というかコメントという形で受け取っていただけたらありがたいと思います。

○会長

ありがとうございました。

まず 16 ページの環境が連続するという部分は、表現を少し考えていきましょうか。

それから、17 ページの相談支援につきましては、委員がおっしゃる通り、そのワンストップというようなところとそれから連携ということが見て取れるというか、そのような表現を検討していければと思っております。

それから 18 ページ、この情報保障に関しての人材確保という部分。このあたり 5 行目に少し触れているのですが、人材の確保についてそれが急務であるとか、それが必ず必要だという表現について、下線になるのか、少しここを強調するのかというようなところの検討をしていければと思っております。

それから 19 ページですね。集中支援など、以下 3 つの機能の前に、人権という部分ですね、このあたりは 20 ページの提言では、いの一にこの意思決定ということが出てまいりますが、3 つの機能を備えるその前提は何なのかと言ったときに、この尊厳や人権を考えるからこそ、この 3 つの機能なのだという落とし方をしていくというか、その施設都合ではなくその人の尊厳や人権を考えれば、必ず今これがあるのだというような流れになってい

ければいいかと思いました。はい。貴重なご意見ありがとうございました。

○委員

先ほどの委員の主張とかぶるのですが、最近特に課題なのかと思っております、情報保障の中で、ご存知の通り、障がい者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に鑑み、というような項目が1つ手前に組み入れていただきましたら、なお一層強調されまし、具体的な情報保障のところが、可能であればそういうことを入れてもらえれば助かるかと思えます。

○会長

ありがとうございました。意思決定支援それから情報保障については前回でも複数の方からご意見を頂戴しておりますので、このあたりをどういう見せ方ができるか、事務局と詰めさせていただければと思えます。ありがとうございました。

○委員

前の会議でも申した通り、情報保障は今お話に出ている通りです。内容は相談支援専門員の設置や強化というか、委託事業がほとんどになっていきますが、市町村として運営が厳しいのはわかります。お金の問題、委託費にも限界があると思えますが、そういう市も多いとは聞いていますが、そのあたり、きちんと検討していただきたいなと思えます。それに関してその文章が載っていないです。「雇用しないといけない」というような研修や人材育成についてもそうです。相談支援の専門の技術を持った方が定着しない。そういう問題があります。まず相談支援専門員を雇用して確保する、しっかりとその方が仕事を続けられるようにする、そういう内容を載せていただきたいと思えます。

○会長

ありがとうございました。大きくは実は、地域支援のあり方、その中でも障がい者施設の今後が中心になってまいりますが、委員が述べられた意思決定支援あるいは情報保障について、もう少し突っ込んだ内容が入れられるのかどうか、このあたりをまた事務局と協議をさせていただければと思っております。相談支援の部分や、それから市町村での役割等々、ただいまいただいた意見を持ち帰りたいと思えます。ありがとうございます。

○委員

全体的な話になるかもしれませんが、この支援体制についての案というのを見ていて、一番参考にしたいと思うのは各市町村だと思います。市町村であったり、市町村にある政策推進会議であったり、自立支援協議会の方が、うちでもこのような取り組みをやってみようということに繋がった方がいいと思っております。前回の議論の中で出された各先生方から

の意見の方がやはり具体性があって、取り組みがわかりやすかったなと正直思います。その答えが、委員がおっしゃるように線を引いたら見えるようになるのか、どこまでいけるのかは分からないですが、もう少し好事例のようなものを多く出されていたと思います。そういうことについて、市町村名は出さなくても良いけれど、項目としてこういう取り組みもあります、始まっていますというようなものが、もっと分かりやすくなった方が、これを読んでうちの市もやってみたい、また自立支援協議会でやってみようという流れに繋がっていくのかと思いました。先ほども少し触れさせてもらったように、例えば相談支援部会の中ではある市は施設待機者に対してピアリングを行って、施設ではない選択肢を考えてもらう機会を基幹の方で作ってもらっていたりします。

また、先ほど言ったように、地域生活支援拠点事業について、多くの市が緊急ショートのみを行っている状況になっています。本来、地域生活支援拠点事業には体験の機会がメニューにあります、それが実施できていない。この体験の機会というのは、在宅から地域の中で一人暮らしをしていく上で、すごく重要な方法・サービスになってきますので、それを行っている市町村がこれだけあるということがわかると、うちもやらなければならないというような啓発になってくるかと思えます。他にも色々なものが出ていたと思いますので、そのあたりを、こういう意見がありました、こういう取り組みが既にありましたということを取り出して、箇条書きで示していただくようなものの方がわかりやすいかと思いました。全体的な意見として述べさせていただきました。以上です。

○会長

ありがとうございました。このあたりを本編に取り込むのか、私自身としては、これはあくまで具体例を示すというよりもその方向性を出す。そしてその解釈は、委員がおっしゃっている通り、実施するのは市町村です。府は背中を押しますが、市町村がとにかく前へ出ていっていただかないといけません、それに関してまで制約をかけるというよりは、そのやる気になるとおっしゃるようなそういう理念を中心として、ただ確かにこのようにやれば良いというのがないままというのはあれですので、これは見せ方ですが、例えば別添で、取り組み事例や、本編とは別に制約を課さないというか、あまり縛りをかけないような見せ方ができるのかどうかというところは、ご検討いただければと思っております。ありがとうございました。

他いかがですか。施設が全てではないですが、やはりこの中心になっているのは、見直しという部分に今後直面される施設かと思えますが、委員の方で何かご感想や補足はございませんか。

○委員

私は3年前まで入所施設の施設長をしておりましたが、これがどういう形で入所施設の事業者の方にオープンになり、それを事業者がどう感じるのかということがまず1点目で

す。非常に好意的に受け取るのか、どうなるのかというのは非常に難しい問題だなというのがまず1点です。

それから、我々、大阪府の重度障がい者体制整備事業という、区分5、6の方を地域移行していくという取り組みをさせていただいており、今年度、2人の方をこの3月に1人、4月に1人、地域移行に成功しています。この間うちの施設長がようやく区分6の方が地域移行できるようになりましたという報告に行ったときに、市町村から何も反応がないのです。「よかったですね」や、やはりその方が頑張ってもらえる、地域で暮らせるという状況を、そのご利用者が頑張ったからこそ地域移行できるようになったことを、やはり施設側は評価をして欲しいというところがあります。やはり皆さん地域も頑張ったし、当然一番頑張ったのはご利用者が頑張ったということ、評価してほしいというわけではないですが、まず市町村の方に理解していただかないと、今言っていたような良い事例を出していったら、とにかく地域が全ては言わないですが、入所施設を否定するわけではないですが、やはり地域で暮らすということを選択していけることが大事なのだということ、もっともって言う状態を生まなければならないのですが、どうもそのあたりが、共有できなかったことに関して非常に残念だったという思いがあるので、そこをやはりもう少しみんなで盛り上げていくという言い方は変ですが、みんなでやはり共有した認識を持たないと進まないということになってしまうので、それをどういう形で今後、この案を提示して、進めていくのかということについて、それこそ今から勝負だという気がします。

○会長

ありがとうございました。おっしゃる通りこれは一里塚ですので、今後、市町村あるいはその地域住民の方と意識を共有、報告書にも書いていただいておりますが、これを具体的にどうやって進めていくかというのは非常に大事になってこようかと思っております。このあたり、資料1で確か、この地域移行を含めた部分でも市町村と協議をされていますので、そのようなところを今後発展させていくような形で、今おっしゃるように、意識の共有は本当に大事かと思っておりますので、これは府だけではなく、本日ご参画いただいております委員の皆様方においても、今こういう方向になっている、だからこういうことを大事にしないとイケないというのは、事あるごとにお話いただければと思っております。

それでは時間も参ってきておりますので、もしご意見がございます場合は、今後のスケジュールもあるかと思っておりますが、今週いっぱいくらいまでに事務局に意見を出していただければと思います。

それではまず一旦、本日までの意見、それから各種団体から出された意見を踏まえまして、概ね今週末くらいを目処にいただいた意見をもって報告書とさせていただければと思いますが、その取りまとめに関しましては、私と事務局の方にお任せいただくということでよろしゅうございますか。

それでは私もこの一言だけ申し上げたいと思っておりますが、実際、地域移行が言われている中

で、この報告書は委員もおっしゃったように、確かに若干逆行というか権利条約とも触れる部分もあるというご意見はあるかとは思いますが、それでも今これをあえて府が、もっと言えば我々自立支援協議会が作ったということは大いに意味はあると私は思っています。その上で、この内容について確かに未だに施設をと言っている部分は、ひょっとすると30年後には笑われる報告書になっているかもしれない。というよりもむしろ、30年後に笑われる報告書にするように地域を挙げて取り組んでいくということが大事かと思えます。30年後にまた同じことを言っているようでは、全く地域や共生が進んでいないではないか、というよりもむしろこれが笑われるようにどう取り組んでいったら良いかというところが市町村、府、それから各種団体、我々の責任ではないかなと思っています。そのためにも、相談支援や権利擁護、人権の尊重にどう取り組んでいくのか、あるいは施設と違ってほとんど規制がなされないグループホームを、単に指定だからといって事前に全くチェックしなくていいのかなど、色々な課題はあるかと思えます。おそらくそれは来年、次期計画について市町村それから府が向こう3ヶ年の計画を作るかと思うのですが、この一里塚を踏まえてどうロードマップを作成していくのかというところが、府そして市町村の方々は大変でしょうがお願いできればと思っております。

それでは議題3につきましては以上といたします。本日の議題についてはこれで終了いたしましたので、進行を事務局の方にお返ししたいと思います。

○事務局

本日は、委員の皆様には、活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。

では、これをもちまして、令和4年度第3回大阪府障がい者自立支援協議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。